

法人会ニエス 2009 5

江東 ひがし



☎03-3684-2303

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

# 第400号記念誌

高野

佐野一信



# 夢の五〇〇号へ向けて

(社)江東東法人会

会長 佐野一信



佐野一信会長

かつて第一〇〇号、二〇〇号、三〇〇号とそれぞれ記念号の発刊に携わって来た「広報育ち」の私にとって、この四〇〇号はひとしお感慨深いものがあり、立派に成長したわが子の晴れ姿に對面できたような嬉しさを噛みしめていくところである。

「江東ひがし」誌はいわば素人集団である広報委員会のメンバーがこぞって編集に参画し、記事を書き、写真やレイアウトを工夫し、校正し手作りで作っている八ページ建てのコンパクトなものではあるが、その中に「江東の心」がしっかりと息づいていると思う。誌面を通じて情報

は勿論のこと、懐しき、新しさ、親しみ、ぬくもりと共に「格調」を感じ取ることができるとは、伝統と創造に裏づけられた委員の情熱と切磋琢磨の賜もの以外の何ものでもない。この上に立って時代の変遷と会員（読者）の求めるところを探求しながら、更に精進されることを願っている。

「継続は力なり」といわれる。この経験法則を数値で表したものを紹介したい。

一の一〇〇乗は一、すなわち一はいくら掛け合せても一、しかし一の一パーセントの一・〇一を一〇〇回掛け合わせると一の三倍になる。逆に一のマイナス一パーセントにあたる〇・九九を一〇〇回掛け合わせると一の三分の一になってしまう。この事は少しの努力を続けることの凄さ

と、少し怠けることの怖さを物語っている。努力の「努」という字は二つ重ねると「ゆめゆめ」と読む。「努力を重ねれば夢は必ず叶う」「夢に向って生きる」など月並みな言葉ではあるが箴言だ。私もそう信じている。

さて、法人会はいま制度改革に伴い、公益法人認定を目指す命運をかけて公益性の高まりに取り組んでいるとこ

ろである。当然のことながら地域社会との連携も深めていかなければならない。その媒体として、広報の果すべき役割は更に増していくだろう。とりわけ、次第に希薄になっていくといわれる地域における人と人とのふれ合いを育み、企業の地域社会からの乖離を防ぐいわばコミュニティの場として「法人会」そのものの存在価値は大きく、中でも

「夢」

## 江東東税務署長

山田 孝治



山田署長

「顔」と評される「会報」に期待するところ大であることは申しあげざるまでもない。広報委員各位の日頃のご尽力に深甚なる敬意と感謝と期待を申し上げると共に「江東ひがし」誌のファンの一人として、この四〇〇号発刊に心から拍手をお送りしているところである。

※箴言（教訓などの短い句）

る納税者の方も大幅に減少すると思われる。その結果、税務署の職員数もかなり少ない人数で対応できるだろう。

務署の職員もお互いに楽になるのではないかと若いころから考えていた。申告期限を分散する方法は、いろいろ考えられる。例えば、各事業者の誕生月の末日を決算日とする。

私は、9月8日生まれなので、決算日を9月30日として税務署に届け出て、2ヵ月後の11月30日の申告期限までに申告・納税する。

この方法とe-Taxの利用率が70%になれば、来署す

告の整理・分析、滞納整理や調査、あと法人会などの関係民間団体を担当する職員など、今の半分くらいの職員数で仕事は処理できるのではないかな。そうなるなら、最初にいらないかな。署長には、関係民間団体の総会挨拶と講演会という大事な仕事がある。また、寄稿文の作成も結構大変な仕事である。そうすると一番いら

# 祝 400号

東京都江東都税事務所長 山中史朗



山中所長

このたびは、「江東ひがし」の創刊400号を迎えるにあたりまして、心よりお祝い申し上げます。また、社団法人江東東法人会様の多年にわたる法人会活動のご功績とご尽

力に対しまして、改めて敬意を表する次第であります。貴会は、「良き経営者を目指す方々の団体」であると同時に健全な納税者の団体として、「会員の研鑽と納税意識の向上」に励まれ、さらには地域における「幅広い社会貢献活動」にも努力を注がれ、大きな発展を遂げてこられました。これもひとえに佐野会長を始

め、歴代の会長、役員並びに会員の皆様方のご労苦の賜物であり、改めて心から敬意を表するものであります。また、毎号「江東都税事務所からのお知らせ」を掲載させていただいておりますことも、重ね重ね厚く御礼申し上げます。終わりに、社団法人江東東法人会様の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

# 「夢は実現させるもの！」

江東区長 山崎孝明



山崎区長

いよいよ本年10月2日のIOC総会で、2016年オリンピック・パラリンピックの開催都市が決定されます。私は次代を担う子供たちにたくさん夢と希望と感動を

与えたいと考え、オリンピック・パラリンピックを招致するため、これまで積極的なPR活動をバックアップしてきました。開催されれば現在の計画では、オリンピックの26競技中、16の競技が江東区の会場で行われることになっており、地域を活性化させるチャンスでもあると私は確信しています。

開催都市決定は目前、手の届くところにあり、オリンピック・パラリンピック招致という大きな夢を掴むまで、皆様方とともに更なる気運の盛り上げを図り、東京開催という夢を何としても実現させるために、皆様方の更なる応援をお願い申し上げます。



# 夢に向かって走り続けたい

東京税理士会 江東東支部長 矢部 輝



矢部支部長

仕事にかかわる「夢」って何だろう。スポーツ選手であれば、例えば「オリンピックで優勝する」とか「世界記録を狙う」とか言ったことが夢になるかも知れない。同じスポーツ選手でも、プロの場合、果たして優勝することが夢になるのだろうか。あくまで仕事であって夢とは呼ばないのかも知れない。あれこれ考えると税理士法の下、社会公共性を要求されている税理士にとって、夢は持ち得ないのだろう。夢と言うよりも目標と捉えれば話は違ってくる。

うは易しでこれがかかなか難しい。税理士の仕事は、税務が中心であるが、税務以外にもさまざまな仕事を持ち込まれる。年金、健康保険、登記の申請、労災の申請、就業規則の作成、人事、税務以外の法律の相談等々、きりが無い。専門外の相談が多いのである。当然、すべての相談に百パーセント答えるのは大変である。「プロに徹する」税理士としては、それぞれの分野の専門家に依頼して問題解決に当たっている。目標を実行することによって、それが顧問先の夢の達成に一役買えればプロに徹した甲斐がある。

目標となると、業種を問わず誰でも持ち得る。わが税理士事務所にとっての目標は一言で言えば「プロに徹する」ことであろうか。しかし、言

中であるが、この世に生を受けた以上、夢は持ち続けたいものである。仕事でも、プライベートでも私は夢に向かって走り続けたと思っています。

# 支部長談 会員の声が 国策などに反映される組織に

法人会活動の「縁の下の力持ち」的存在である支部長は、日頃から会員増強活動などでご苦労が絶えない職務であるが、今回は4名の支部長に参集していただき、支部の課題、支部の機能、将来のあるべき法人会像などについて語っていただいた。

**司会者** 当会の会報創刊400号を記念して、本日は法人会活動の原点とでも言うべき、支部活動について、実際に運営をリードされている支部長さん4名の方にお越しいただきましてお話をうかがうことにしました。

まず、法人会に入会の動機  
の入会でしたので、入会の動機はよくわからないのです。支部長就任については、私どもの支部は本部の佐野会長、組織担当の鯨岡副会長のお膝元であり、加えて本日の司会進行役の細谷組織委員長が私の前の支部長でしたので、この3方に「お前がやれ」とのご下命があり、断ることができず就任させていただきました。次第です。



細谷組織委員長

と支部長就任の経緯について、  
亀戸第1支部の中村支部長さんと東砂第3支部の木下支部長さんにお伺いします。  
中村 もともと父親の代から

## 支部長対談出席者

|         |        |         |
|---------|--------|---------|
| 亀戸第1支部長 | 中村 治己氏 | 支部長歴2年  |
| 大島第4支部長 | 三原 章朋氏 | 支部長歴10年 |
| 北砂第2支部長 | 伊東 武志氏 | 支部長歴2年  |
| 東砂第3支部長 | 木下 敏宣氏 | 支部長歴12年 |
| 司会進行    |        |         |
| 組織委員長   | 細谷 貞治氏 |         |

指名で就任しました。本部へ伝えるようなことをしました。

また、今年で5回目になります。支部会員交流会を3月に行います(この対談の収



三原支部長

三原 今では法人会報を会員に手配りしていますが、私が支部長を引き受けた当初は、まだ事務局から会員へ直送していました。それでは会員とのコミュニケーションがなかなかとれないということで、支部の役員が手分けをして、法人会報を会員に手配りするようになりました。これによって、会員から役員の顔も覚えてもらえるようになり、そのうえで法人会のこともさらに知って貰おうと研修会などの行事にお誘いするなどして地道な活動を続けました。その結果、会員から法人会の事業活動などに対する要望なども聞かれるようになり、それを

伊東 これは前支部長の時代から受け継いでいます。年に何回かは理由をつけて集まって貰っています。一杯飲みな

から冗談を言いながら、心を打ち明けています。それが会員増強などの時に、一丸となつてやっていただけているものと思つています。

**司会者** 支部には、それぞれに課題があると思いますが、中村支部長さんの支部では今の課題はどのようなものでしょうか。

**中村** ここ数年、会員増強は増やす以上に退会者が多く苦勞しています。役員の顔ぶれがいつも同じで硬直化してい



中村支部長

る状況が課題であると思つています。従つて、これからは若い人に役員になつてもらふことで活性化に繋がればと思つています。

**司会者** 木下支部長さんや三原支部長さんは加入勸奨の際に、訪問先から「法人会加入のメリットは？」と訊かれた場合は、どのように受け答え

をしているのでしょうか。

**木下** 昔から「数は力なり」と言いますように「法人会にご加入いただき、仲間が多くなれば多いほど組織の発言力が強くなりますよ。経営者のあなたの声が国や関係機関に届き、それが実現できるのですよ」と言っています。

**三原** 私は入会された方々に「積極的に会の行事にご参加いただき、ご自身が法人会で何が出来るかを考えてみましょう」と言っています。ですから、法人会報の裏表紙に研修会などの行事予定が掲載されているので、その中から、あなたがどの行事に参加すれば、あなたのメリットにつながるか考えましようよと。

**司会者** 支部というのは会員さんと本部の間にあるわけですが、支部の機能とはどのようなことなのか、伊東支部長さんにお聞きします。

**伊東** 先ほど司会者の細谷組織委員長から、法人活動の原点は支部活動であると仰つていました。がまさにそのとおりです。支部で研修会などの活

動で会員サービスを行うとともに、会員の声などを本部に



伊東支部長

伝達していき、会員にとってより良い法人会を構築していくことが支部としての機能とどうか使命ではないでしょうか。

**司会者** とかく会報創刊何百号記念誌といえますと、過去を回顧する記事内容になりがちになってしまいましたが、今回の会報創刊400号のテーマは将来の「夢」でありまして、前向きなテーマであります。

**司会者** 支部というのは会員さんと本部の間にあるわけですが、支部の機能とはどのようなことなのか、伊東支部長さんにお聞きします。

**中村** 法人会は全国的にみても会員数の多い組織であるので、景気低迷の状況下、税制改正は勿論のこと、中小企業

への経済対策などについても会員の声が国などの機関に反映されるような組織であつてほしいと思います。

**木下** 景気低迷下、会員のニーズも多種多様となつています。法人会もこれに対応するために、様々な内容の研修事業や福利厚生事業の実施などきめ細かい会員サービスを実施するような組織であつてほしいと思つています。また、先ほど申し上げたとおり「数は力なり」ですので、会員の声が着実に国策などに確実に

反映されるような発言力の強い法人会であつて欲しいと思つています。



木下支部長

**三原** これからの法人会は、地域にある商店会や町会などと連携して、さらに質の高い会員サービスを行うことも必要と考えています。研修会も然り、福利厚生事業などもこ

れらの地域団体と連携すれば法人会単独以上の数的メリットが生じると思つています。

**伊東** 会員が抱えている質問点、疑問点、不安感などを支部役員に気軽に相談できるよ



和やかに意見交換

うな、会員にやさしい組織であるようにと思つています。

**司会者** 本日はお忙しいところを4人の支部長さんにお集まりいただき、皆様方それぞれに大変、示唆に富むお話を承りました。私も本部の組織委員長として、皆さんのお話を組織委員会に持ち帰つて、実現可能なことから実施していきたいと思つています。本日は有難うございました。

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

## 女性部会

結成年月 昭和 42 年 2 月



部会長

(有) 島田小割製材所  
取締役

野地 英子

現在会員数 70 名



飛騨高山にて（一泊研修会）

全国で最初に創部し、『和やかに』をモットーに、<sup>つつが</sup>恙無く受け継がれ 42 年たちました。

署の指導を仰ぐ税務研修会をはじめ、各種講演会、交流親睦会、社会への貢献等の事業を行っています。実施に当たっては、社会情勢に即応した活動を心掛けてきました。

事業経営を担う女性同志、心置きなく情報を交換したり、時には多忙な日々の息抜き場として集まっています。友だち作りも会の大切な役割であると考えます。また、目的意識を持って参加することにより、入会のメリットは見つかるものと思っています。

## 青年部会

結成年月 昭和 46 年 9 月



部会長

(株) 船橋屋  
代表取締役社長

渡辺 雅司

現在会員数 82 名



キャノン取手工場にて（企業研修）

昭和 46 年に発足した青年部会は、税務当局や法人会幹部の皆様の深いご理解とご協力の元、伸び伸びとした活動をさせて頂いております。

区内中学校に於ける租税教室の実施を通して、次世代を担う子供たちへの「税知識の啓蒙活動」を具現化すると同時に、「よき経営者の集まり」を活動の

根源と位置づけ、成功企業研修・各種勉強会等の様々な経営者として自己研鑽の機会をつくることで部会員間の絆を深めております。

元気ある若手経営者の皆さん。当部会への加入お待ちしております。

## 税務研究部会

結成年月 昭和 46 年 8 月



部会長

(株) くぼた  
代表取締役社長  
窪田 栄一郎

現在会員数 91 名



ユニークな税の知識を クイズ形式で研修

百年に一度といわれる世界同時不況の中、厳しい経営環境に企業は存続のため苦闘しております。

当部会では、隔月の研修会を中心に関係税法の研修のみならず、税制改正要望を上申するため、税制改正の研究を行っています。

また一方で、異業種企業交流会の側面をもち、情

報交換や地域交流の場を会員企業に提供しております。

経営戦略から実務までを広くカバーし、必ずや企業経営に役立つ専門部会と自負しております。

お試し会員、歓迎します。是非一度、ご見学ください。

## 源泉部会

結成年月 昭和 49 年 6 月



部会長

トーヨーカネツ (株)  
総務部長  
中島 達朗

現在会員数 66 名



e-Tax による 法定調書作成の研修

昭和 49 年 6 月に発足した源泉部会は、今年で 35 周年を迎えます。

源泉所得税に関わる研修会は税務署の方を講師に年 6 回行い、源泉所得税に対する理解を深め、研修会を通じて会員の親睦を深めております。

この研修会により経験のない方でも学ぶことがで

き、毎年行われる源泉所得税の改正をうっかり見過ごすことはなく、自社のケースに合った質問や不明な点を気軽に質問できるなど入会すると多くのメリットがあります。

実務担当者のスキルアップに、また異業種交流の場として是非ご加入をお勧め致します。

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

| 項 目  | 改 正 前   | 改 正 後   | 備 考  |
|--|---|---|--|
| (3)省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制                         | エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却制度。<br>・特別償却限度額 =<br>基準取得価額×30/100   | 同左の省エネ・新エネを取得した場合、事業のように供した事業年度において普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却可。   | 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をした設備に適用。<br>なお、この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限を2年延長。  |
| 3. 国際課税<br>外国子会社配当益金不算入制度の創設                     | (創設案)<br>間接外国税額控除制度を廃止し、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度を創設。   |   | 平成21年4月1日以後に開始する事業年度に受ける外国子会社からの配当等の額について適用。   |
| 4. 相続税制<br>(1)取引相場のない株式などにかかる相続税の納税猶予制度の創設       | (創設案)<br>経営承継相続人が非上場会社を経営していた被相続人から相続などによりその会社の株式などを取得し、会社を経営していく場合には、経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続などにより取得した議決権株式などにかかる課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予。  |   | 本制度は、「中小企業における経営の円滑化に関する法律」の施行日(平成20年10月1日)以後の相続等について適用。   |
| (2)取引相場のない株式などにかかる贈与税の納税猶予制度の創設                  | (創設案)<br>後継者が経産大臣の認定を受ける非上場会社を経営していた親族から贈与により保有株式などの全部を取得し、会社を経営していく場合には、その猶予対象株式などの猶予にかかる贈与税の全額を納税猶予。  |   | 贈与者も死亡時には、継続保有する猶予対象株式等の相続により取得したものとみなし、贈与時に時価により他の相続財産と合算して相続税額が計算される。その際、経産大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税を猶予。  |
| 5. 金融・証券税制<br>(1)上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の特例の見直し | 平成20年末までの時限措置として、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用。  | 同左の措置を継続適用。   | 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの時限措置。   |
| (2)少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設                        | (創設案)<br>上場株式等の配当所得および譲渡所得等にかかる10%軽減税率が廃止され20%本則税率が適用される際に、以下の少額上場株式等投資のための非課税措置を創設。<br>① 居住者など(20歳以上の者)は金融商品取引業者などの営業所に非課税口座を開設できるものとする。<br>② 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に生じる上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等には所得税と住民税を課さない。 |   | 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する非課税措置の適用を受けられるための口座(一の年につき一口座に限る)で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得する上場株式等(その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのもの)のみを受け入れることとされているもの。 |
| (3)生命保険料控除の改組                                    | ・一般の生命保険料控除および個人年金保険料控除の適用限度額<br>・ ・ ・ ・ ・ 各5万円   | ・同 左<br>・ ・ ・ ・ ・ 各4万円<br>・生命保険契約等のうち介護(費用)保障または医療(費用)保障を主契約または特約にかかる保険料等<br>・ ・ ・ ・ ・ 一般と別枠で4万円の所得控除(介護医療保険料控除)を創設 | 平成24年分以後の所得税について適用。<br>今回の改組に伴い個人住民税についても所要の措置が講じられる。  |
| 6. 自動車課税<br>自動車重量税(国税)、自動車取得税(地方税)               | 自動車取得に際しては、自動車関係税が課される。   | 自動車購入時にかかる自動車重量税(国税)、自動車取得税(地方税)について、以下の措置が講じられる。<br>・ハイブリッド自動車などは免税<br>・その他環境性能の優れた自動車は75%または50%軽減                 | 平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新車を取得の場合に適用。<br>自動車重量税については、車検時にも軽減措置を適用。  |
| 7. 納税環境整備  | 電子証明書有する個人の電子情報処理組織による申告にかかる所得税の特別控除制度<br>・ ・ ・ ・ ・ 5000円   | 適用期限を2年延長。  |  |



平成21年度 税制改正

改 正 の 概 要



| 項 目   | 改 正 前   | 改 正 後  | 備 考   |
|---|---|--|---|
| 1. 住宅・土地税制<br>(1) 住宅ローン減税 所得税額の特別控除                       | (適用条件)<br>・住宅を居住の用に供した日(20年中)<br>・住宅ローン残高2000万円以下の部分<br>① 控除期間10年の場合<br>1～6年目 1.0%<br>7～10年目 0.5%<br>② 控除期間15年の場合<br>1～10年目 0.6%<br>11～15年目 0.4%<br>(①、②の選択適用。①②とも控除限度額最高160万円)     | (適用条件)<br>・一般住宅を居住の用に供した日(21年～25年中)<br>・控除期間 10年<br>・控除率 1.0%<br>① 21年・22年に居住の場合<br>ローン年末残高5000万円(限度額)<br>(控除額最高500万円)<br>② 23年に居住の場合<br>ローン年末残高 4000万円(同)<br>(控除額最高400万円)<br>③ 24年に居住の場合<br>ローン年末残高 3000万円(同)<br>(控除額最高300万円)<br>④ 25年に居住の場合<br>ローン年末残高 2000万円(同)<br>(控除額最高200万円) | ・長期優良住宅を居住の用に供した日(21年～25年中)<br>・控除期間 10年<br>① 21～23年に居住の場合<br>ローン年末残高5000万円(限度額)<br>控除率 1.2%<br>(控除額最高600万円)<br>② 24年に居住の場合<br>ローン年末残高 4000万円(同)<br>控除率 1.0%<br>(控除額最高400万円)<br>③ 25年に居住の場合<br>ローン年末残高 3000万円(同)<br>控除率 1.0%<br>(控除額最高300万円)<br><br>(注) 備考<br>税額控除の額が所得税の額から控除しきれない場合には、住民税から控除する措置が講じられる。(10年にわたり各年最高9.75万円が限度。) |
| (2) 長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設                          | (創設案)<br>長期優良住宅の新築等をした場合、一般住宅より割高となった部分の10%相当分をその年分の所得税額から控除。   |  | 性能強化のため割高となった金額が1000万円超の場合は1000万円が限度。<br>省エネやバリアフリー等の改修工事でも同様の措置が講じられる。   |
| (3) 土地税制<br>① 平成21年及び22年中に取得した土地などの長期譲渡所得の1000万円特別控除制度の創設 | (創設案)<br>個人および法人が国内にある土地でその年1月1日において所有期間が5年超のものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡にかかる譲渡所得金額から1000万円を上限に控除(当該譲渡所得金額が1000万円に満たな場合には当該譲渡所得金額)。  |  | 平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した国内にある土地等を譲渡した場合に適用。  |
| ② 平成21年及び22年中に土地等を先行取得した場合の課税の特例の創設                       | (創設案)<br>事業者が平成21年から平成22年の間に国内にある土地等を取得し、その取得日を含む事業年度の確定申告の提出期限までに本特例の適用を受けるための届出を出している場合、その取得日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等を譲渡した場合、先行取得した土地等について、他の土地等の譲渡益の80%相当額を限度として課税繰延可。 |  | 先行取得した土地等が平成22年中に取得された場合は、他の土地等の譲渡益等の60%相当額を限度に課税繰延可。   |
| 2. 企業関係税制<br>(1) 軽減税率                                     | 中小企業の各事業年度の所得800万円以下の金額に対する法人税率 . . . . . 22%   | 同 左 . . . . . 18%  | 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの各事業年度に適用。   |
| (2) 欠損金の繰戻し還付の復活  | 設立5年以内の中小企業を除いて欠損金繰戻し還付制度は停止。   | 中小企業については、欠損金の繰戻しによる還付制度停止措置を解除。   | 平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金について適用。  |

# 税金の歴史あれこれ

日本で最古の税は、卑弥呼の国に「租」があったといわれるが、魏志倭人伝により伝えられているが、正式な税の体系としては、飛鳥時代の大宝律令による、「租・庸・調」が始まりだといわれている。

その後、奈良時代から江戸時代にかけては年貢や夫役などの税が課せられ、明治時代には、土地の地価の3%を地租として貨幣で納めさせる、地租改正が実施された。明治時代前期の税収に占める割合は、地租が約7割、酒税が約2割であり、他に印紙税などもあった。所得税も明治時代に導入されたが、まだ1割にも満たない税収であった。

税が独立し、勤労所得に対する源泉徴収制度が導入された。

戦後、わが国は連合国の占領下に置かれ、その間に申告納税制度の導入、国税庁の発足、青色申告制度導入などが図られた。特に青色申告制度は、「日本税制報告書(シャウプ勧告書)」により、申告納税制度を支える基礎として位置づけられていた。このシャウプ勧告は、直接税を税制の中心とするもので、その骨格は永年維持されてきたが、わが国の経済社会が大きく変化するにつれて次第に実態にそぐわないものになってくる。

そこで、昭和63年に抜本的な税制改革が実現し、所得税や法人税などの所得課税の軽減が図られ、消費に広く薄く税負担を求め、消費税が創設された。消費税は平成元年4月より施行され、平成9年からは税率がアップされ今日に至っている。

近代の税制・税務行政の歴史(略年表)

| 元号 | 年月  | 主な出来事                     |
|----|-----|---------------------------|
| 2  | 年 7 | 大蔵省設置                     |
| 6  | 6   | 印紙税の導入                    |
| 6  | 7   | 地租改正の布告                   |
| 8  | 10  | 酒類税則施行                    |
| 10 | 1   | 大蔵省に租税局設置                 |
| 17 | 5   | 大蔵省に主税局設置                 |
| 20 | 7   | 所得税法施行                    |
| 22 | 4   | 国税徴収法施行                   |
| 29 | 11  | 税務管理局・税務署設置               |
| 32 | 2   | 所得税法の全面改正により法人税(第一種所得税)創設 |
| 38 | 4   | 相続税法施行                    |
| 7  |     | 第一次大戦中の高額所得者に対する戦時利得税を導入  |
| 15 | 4   | 法人税法施行                    |
| 15 | 4   | 物品税法施行                    |
| 17 | 2   | 税務代理士法施行(税理士法の前身)         |
| 22 | 4   | 所得税・法人税・相続税に申告納税制度導入      |
| 23 | 7   | 国税犯則取締法改正(国税査察官制度発足)      |
| 24 | 6   | 国税庁発足                     |
| 24 | 9   | シャウプ勧告                    |
| 25 | 4   | 青色申告制度導入                  |
| 26 | 7   | 税理士法施行(税理士制度発足)           |
| 37 | 4   | 国税通則法施行                   |
| 45 | 5   | 国税不服審判所開設                 |
| 元  | 4   | 消費税法施行                    |
| 4  | 4   | 酒税の級別制度廃止                 |
| 16 | 2   | e-Taxサービス開始               |



▼会報・江東ひがしが400号の発行を迎える事が出来ました。1

号から40余年という年月を掛けて受け継がれたことは大変なことであると改めて思います。諸先輩の築かれた歴史ある会報誌400号に携われたことに感謝感謝の思いです。

創刊号⇨昭和40年6月  
100号⇨昭和52年5月  
200号⇨平成1年9月  
300号⇨平成10年1月  
400号が平成21年5月

▼発行に際して多くの方々のご支援を頂戴したからこそであり、江東ひがしは法人会と会員のみなさまを結ぶパイプ役として使命は誠に重大であり、これからも決して途絶えることなく、継続させなければならぬことです。

▼紙に印刷された文字はIT時代の中でも情報を伝えるメディアの中心です。限られた誌面で、皆さまに読んでもらえる内容の掲載を心がけ500号に向かってGO!(原)

# e-ページの歴史

今から9年前の平成12年3月、インターネット人口が急速に増加し、世間では西暦2000年問題が騒がれて間もない時に現在の前身である「インターネット設置準備会」が設立されました。

当時、東京法人会連合会(全49単位会)内で10単位会がホームページを開設しており、当江東東法人会も創立50周年・社団化35周年記念式典に合わせて急ピッチで進められ、式典前日に見事完成しトップページを式典会場で公表する事が出来ました。

他の法人会では広報委員会がサイト運営している場合が多かったが、当会の設立メンバーは第六代青年部会長木曾川氏をリーダーに現役青年部会員9名で構成され、事務局のパソコン選定からドメイン名(アドレス名)の決定、トップページデザインや

公開情報の検討等を行ないました。

翌年の平成13年4月に名称を「IT研究会」に改め、各委員会・部会のホームページ担当責任者とIT研究会メンバー(青年部会員)とで合同会議を行ない、掲載する内容



を話し合い広報誌とは別の形で行事や活動の報告会を行いました。

現在の「活動報告」や「行事予定」の基本が出来たのもこの時からです。

そして翌年の平成14年5月

の第36回通常総会において、正式に部会として承認され「IT部会」と名称が変わりました。

これを機にサイトのリニューアルを行い、より会員に役立つホームページとなる様「会員サービス」ページの見直しや、「新規会員の紹介」ページの追加を行ない、トップページでは「トピックス」がサイトの一番上に掲載される様変更し、「税務署からのお知らせ」コーナーでは国税庁の最新情報を署の方よりご指導を頂き、随時内容の更新を行う様改善しました。

## 当会ホームページのトップ画面

会報誌「江東ひがし」のホームページでの公開もこの時からで、何時でもバックナンバーを閲覧出来る様になりました。

平成19年5月に「広報委員会IT部」として、所属が変わり今まで以上に情報の敏感性が増しました。

今後も会報誌同様、江東東法人会の情報発信元となる様努力してまいります。

## 平成21年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成21年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

### 記

- ◇受験資格 昭和63年4月2日から平成4年4月1日生まれの者
- ◇申込書交付期間 5月11日(月)～6月30日(火) (土・日曜日を除く)
- ◇申込書受付期間 6月23日(火)～6月30日(火) (土・日曜日を除く)
- ◇試験日 第1次試験 9月6日(日)  
第2次試験 10月15日(木)～10月22日(木)のうち指定された日

なお、詳細については、江東東税務署・総務課 (☎03-3685-6311) までお尋ねください。

# 「亀戸天神」からの コラム セレクション

今迄に掲載した分から、広報委員たちで懐しい作品を数点、選んでみました。



▼近頃とみにモノ忘れが激しくなった。

ひと様の名前がとっさに

出ないのは日常茶飯事だが、困るのは出先で物を忘れて来てしまうこと。とりわけ旅に出ると気がゆるむせいかその傾向が強くなる。恥かしながらこの所の失敗例を掲げて自らの戒めとしたい。▼その一、旅館を出て駅に着いた途端土産物をロビーに置き忘れた事に気付く（若い人が韋駄天の如く往復してくれ、深謝。その二、次の旅先で今度は土産物を持ったがカバンを玄関に……。その三、成田空港の税関で三個の荷物を二個しか受け取らず、あとの一つは回転板の上に載せたまま帰宅。翌日再度成田へ。▼忘却とは「目覚し時計が一つも備えてない共同の寝室」という椰揄があるが、夢心地のまんまであったり、忘れっ放しだったりでないだけまだ増しだと思っただが如何でしょうか、笑っているご同輩。

(佐)



酷暑のアト

ランタオリン

ピックも終り

涼風が吹き抜

けていく季節

になっても、いくつかの感動的シーンは頭の中にこびりついている。その中でも一際印象深かったのが、有森裕子選手の手銅メダル獲得の情景だ▼沿道の応援に対して爽やかな笑顔を見せて走る。解説の人が私にはこんな苦しい時に笑顔を作れませんと語る▼走ることが出来なくなった彼女が再起して、アトラクタオリンピックに再び走ることができた喜び、その感謝の気持が笑顔となったのだろう▼「喜びは力」と彼女は色紙に書く。孔子が「これを知るものはこれを好むものに如かず。これを好むものはこれを樂しむものに如かず」と言っている。しかし、あの感動的な走りを見ると、更に「これを樂しむものはこれを喜ぶものに如かず」と付け加えたい。歩けることを喜び、話せることを喜ぶことを忘れていた。

(省)



▼「商売のコツは？」とき

かれたら「恕」

と答える。恕

とは、心の如

くと書き、それはお客さんの

心になつて物を商うことである。お客さんが、お店に買いに来たり、食べに来るのは、この店を儲けさせようと思つて来る人はいない。自分の利益のためにくる。安くて、品がよくて、行き届いたサービスをやるから買ってくれるのである。お客さんに、多くの利を与えることが唯一の商売のコツであり、相手の立場になる思いやりの心である。▼「忠」とは誠を尽くすことである。忠誠である。会社の社長であれば私心を捨てて、会社に尽くすことである。忠と恕の二字は、人の踏み行なうべき道の基本ともいえるし、リーダーの姿勢としても欠くことのできないものである、つまり商売のコツも部下統率の秘訣も、この二字から出発しているのではないだろうか。

(輪)



▼数字に因む

ことわざが多

い。一日の計

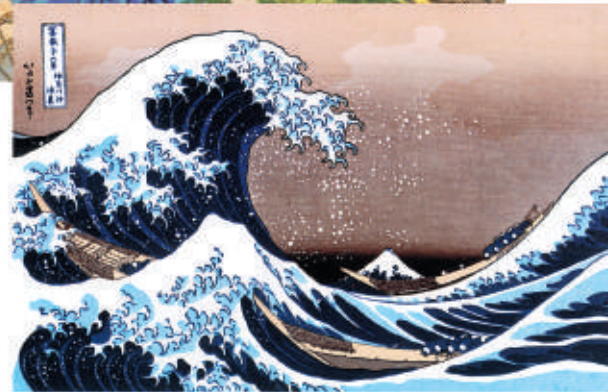
は晨あしたにありと

か、一日再び

晨あしたなり難しなど、一から大きくは万までいろいろある。▼知人から面白い話を聞いたのでご紹介したい。毎日一、十、百、千、万と数えるというものである。・一日一回自分を褒めてあげ（一回だけにしておくことが肝心である。他人は何回褒めても構わない）・一日十回心から大笑いする（あまり笑い過ぎると奇怪しく思われる）同じく百回大きく深呼吸する（新鮮な空気を取り入れ、体を活性化させる）・千回（千文字）字を書く（パソコンの普及で文字を書かなくなったので重要な事）・最後に万回（万歩）歩く（健康のために一日一万歩を歩くことを心掛けるというものである。一から万まで毎日数え、万事休すとならないようにしたい。

M生

# 歴代表紙絵からのセレクション



東海道五十三次、富嶽三十六景、江戸百景、写楽、そして江東区ゆかりの歌川豊国の作品を選びました。

## 新会員の紹介 (平成20年4月～21年3月分)

| 支 部    | 法 人 名             | 所 在 地              | 業 種                 | 電 話       |
|--------|-------------------|--------------------|---------------------|-----------|
| 亀戸第1支部 | Infinity Yield(株) | 亀戸1-32-6           | IT関係                | 3685-6099 |
| 〃      | (有)不動栄建設          | 亀戸1-33-5-204       | 建設業                 | 3636-2718 |
| 亀戸東3支部 | (株)ファンタジー         | 亀戸3-41-2 今田ビル1F    | 宴会企画 (出張パーティー)      | 3638-7201 |
| 亀戸西6支部 | オーケーテック(株)        | 亀戸6-25-1 フォービスビル4F | 製造                  | 3636-9551 |
| 〃      | (株)アプロイスト         | 亀戸6-28-1 平山ビル1F    | 機器製造と卸売り業           | 5836-6377 |
| 〃      | 共立輸送大阪(株)         | 亀戸6-58-10          | 貨物運送業               | 3681-3116 |
| 〃      | 共立輸送名古屋(株)        | 亀戸6-58-10          | 貨物運送業               | 3681-3116 |
| 〃      | 共立輸送仙台(株)         | 亀戸6-58-10          | 貨物運送業               | 3681-3116 |
| 亀戸第9支部 | (有)エム・エイチ・エス      | 亀戸9-33-1-607       | 建設業・内装大工            | 3638-5084 |
| 大島第1支部 | (株)若井             | 大島1-1-18-1201      | 不動産賃貸業              | 3339-7452 |
| 大島第2支部 | (有)城東エンジニアリング     | 大島2-3-8            | 船舶エンジン販売            | 3638-6721 |
| 〃      | (有)ダイフ            | 大島2-7-17           | アパート管理              | 3683-8920 |
| 〃      | (有)つのだ            | 大島2-12-2           | 縫製業                 | 3685-1442 |
| 〃      | (有)佐々木商店          | 大島2-35-8           | 酒蔵大吉本店              | 3685-1861 |
| 〃      | (有)大島薬局           | 大島2-37-9-203       | 薬剤販売                | 5609-2009 |
| 大島第5支部 | (株)菊地設計           | 大島6-1-2-906        | 建築設計                | 5609-7021 |
| 〃      | (株)ニュースター         | 大島6-10-15          | パチンコ店               | 3885-8139 |
| 〃      | (株)ヒルズ            | 大島6-11-10          | 看板業                 | 5628-6750 |
| 〃      | ヒロイシ電気通信(株)       | 大島6-15-1-417       | 電気工事業               | 5625-2533 |
| 大島第6支部 | (株)ファクト           | 大島7-23-10 丹羽ビル1F   | 不動産・リフォーム・葬祭関連      | 5858-2103 |
| 大島第7支部 | (有)ジュノン           | 大島8-22-21-104      | かばん袋物製造卸し           | 5609-9737 |
| 〃      | (有)橋本利三郎商店        | 大島8-25-18          | 飲食業                 | 3681-2696 |
| 〃      | (有)アンジー           | 大島8-28-24-1011     | 出版企画・インターネットサイト企画制作 | 5259-5688 |
| 〃      | (株)大訓工業           | 大島8-38-3           | 空調設備                | 5683-2890 |
| 〃      | (有)青電工業           | 大島8-38-3           | 電気工事                | 5875-7663 |
| 〃      | (株)コバユウ           | 大島9-1-20           | 鋸螺釘販売業              | 5836-5032 |
| 北砂第1支部 | (株)ワールドテレホンサービス   | 北砂2-8-5            | 電気通信工事業             | 3640-0678 |
| 北砂第3支部 | (有)ナカヤ            | 北砂4-24-4           | 洋品小売                | 3644-7436 |
| 〃      | (有)鈴勝建築           | 北砂7-3-10           | 建築                  | 3645-8306 |
| 北砂第4支部 | (有)内海工務店          | 北砂6-1-10-208       | 建設業                 | 3699-0145 |
| 〃      | (株)大国屋            | 北砂6-2-7            | 美容業                 | 3644-0248 |
| 〃      | (株)ライジングプランニング    | 北砂6-10-6           | 選挙機材一式レンタル業         | 6809-5576 |
| 〃      | (有)城東モータース        | 北砂6-19-23          | 自動車販売修理             | 3645-2728 |
| 南砂第1支部 | (有)ハマ・プラントサービス    | 南砂1-3-15           | 建設業                 | 3644-7037 |

### 都税だより

地方法人特別税の申告についてのお知らせ

平成20年10月1日以降開始する事業年度から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要になります。

例えば、事業年度が1年の法人で、9月末が決算期である法人の場合、平成21年5月に行う中間(予定)申告から、地方法人特別税の申告が必要になります。

関中央都税事務所

〒104の8558

中央区新富2の6の1

(3553) 2151

主税局課税部法人課

法人課税指導課

(5388) 2962



つねにまえむきこうとうひがし  
広報委員からのメッセージ



三浦繁夫  
副会長

つ 月重ね東の空に輝けり、  
400号の金字塔、次なる  
目標、王さんのホームラン  
世界記録756号。



溝呂木 真  
委員長

ね ねがいはいは一つ。読者の皆  
様に満足して頂ける内容  
の広報誌を作ることに。今後も  
江東ひがしを応援して下さい。



桑原 豊  
副委員長

に 人情味豊かな人々との交  
流の場を提供する法人会

江東ひがしの使命は法人会と  
会員の皆さまとのパイプ役。



寺山和利

ま まいったな。明日締切  
り？まじっすか？そんな  
若者の言葉で息抜きしながら  
いつもギリギリで書いてます。



佐野正明

え 「得るもの多い会報作り。  
神経を使いますが、諸先  
輩に習い、楽しみたい。」

む 難しい時代だからこそ多  
くの方々との繋がりを大  
切にし、楽しみながらこの難



菅野 潔

局を乗り越えたいと思います。  
400号に携われ幸せです。



齊藤和彦

き 寄稿にあたって考える。  
起承転結。奇をてらわな  
い。気品ある文章。されど最  
後は「窮すれば通ず」頼み。



三輪武人  
副委員長

こ この町に生まれ育って40  
年。記念すべきは会報4  
00号。祝500号に向かい  
今日からスタート。

う 生まれて今回400号。  
歴代広報委員の費やした



豊田芳博

ご苦労を考えると！会員さん  
隅々まで読んでみてね。



荻野美文

と とうとう来ました400  
号。その時その時の江東  
ひがしのあれこれが活字の中  
で生きている。500号へ：



北原義春

う 運命を決定する神は我々  
の内側に居る、とはイギ  
リスの思想家の言葉。他人で  
はなく問題は自分と考え常に  
前向きに、そして心穏やかに  
いたいものです。



伊東衣代

ひ ひとつひとつ、心を込め  
て会員の皆様のお役に立  
てる会報誌にするために広報  
委員一同これからも努力し続  
けます。



中村由起夫

が がんばりましたね広報委  
員の皆様。読者である会  
員の皆様、今後もさらにご支  
援をお願いします。



武田濟一

し 幸せだなあ、僕は会報が  
完成した時が一番幸せな  
んだ。会報よいつまでも。

## 第43回通常総会

日 時 5月25日(月) 午後4時～

会 場 アンフェリシオン

(江東区亀戸1-43-22)

第1部 第43回通常総会

午後4時～

第2部 懇談会

午後5時30分～

会費 3千円

ご参加をお待ち致しております。

みなさんが参加して美しい町づくりを

## 第23回「まちをきれいに」のご案内

日 時 5月30日(土)

午前9時30分～同11時

※雨天の場合、翌31日(日)に延期

場 所 大島地区

※集合場所 新宿線・西大島駅前

問 い 合 せ

江東東法人会事務局

電話 (3684) 2303

## ◀ 行事予定 ▶

## 5月

|        |                         |         |           |
|--------|-------------------------|---------|-----------|
| 12日(火) | 新設法人説明会<br>講師 江東東税務署担当官 | 午後1時30分 | 江東東税務署    |
| 19日(火) | 第405回理事会                | 午後4時    | 法人会館      |
| 21日(休) | 源泉部会第35回通常総会・創立35周年記念式典 | 午後4時30分 | アンフェリシオン  |
| 25日(月) | 江東東法人会第43回通常総会          | 午後4時    | アンフェリシオン  |
| 30日(土) | 「まちをきれいに」(大島地区)         | 午前9時30分 | 新宿線・西大島駅前 |

## 6月

|        |                         |         |        |
|--------|-------------------------|---------|--------|
| 11日(休) | 決算法人説明会<br>講師 江東東税務署担当官 | 午後1時30分 | 江東東税務署 |
| 19日(金) | 税務研究部会研修会               | 午後2時    | 法人会館   |
| 21日(日) | 女性部会一泊研修会               | 未 定     | 軽井沢方面  |

## 7月

|        |            |         |        |
|--------|------------|---------|--------|
| 2日(休)  | 源泉部会研修会    | 午後3時    | 法人会館   |
| 9日(休)  | 決算法人説明会    | 午後1時30分 | 江東東税務署 |
| 30日(休) | 第406回理事会   | 午後4時    | 亀戸天神社  |
| 30日(休) | 理事・部会合同役員会 | 午後5時    | 亀戸天神社  |

◎各部会の研修会の内容・講師については未定のため未掲載となっておりますが、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。(ホームページアドレスは本会報の表紙に掲載しています。)

◎委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 5,627社 法人会員数 2,489社 加入率 44.23% (平成21年3月31日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>